

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 19 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330007

研究課題名（和文） 東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究

研究課題名（英文） Comprehensive Study of Human Trafficking in East Asia and Related Legal Framework and Its Enforcement

研究代表者

大久保 史郎（OKUBO SHIRO）

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：90066720

研究成果の概要（和文）：

本研究は、日本における人身取引（とくに性搾取と労働搾取）の実態と対応を東アジア諸国・地域との関係の視点から評価し、これに対する日本の出入国法制や労働規制の運用実態と問題点を分析した。問題の背景に国際的な人の移動 とくに非人間的なチーフ・レイバーのグローバルな展開 があり、日本の法制度・政策と運用は、性的搾取や労働搾取など多様な形態をとる現代の人身取引に十分に対応できていない。効果的な規制と被害者の保護・予防の面で弱点をもつこと、また、国際的な経験と対応に学び、とくに東アジア諸国との連携が必要であることを解明した。

研究成果の概要（英文）：

First, this research project have analyzed the actual figure of human trafficking for sexual and labor exploitation in Japan, which is a negative aspect of the global move of transnational human move in East Asia. Second, this research examined legal enforcement of immigration and labor control as well as the National Action Plan on Measures to Combat Trafficking in Persons of 2004 and 2009. Third, Japanese legal system and policy against human trafficking are not effective to regulate multifaceted human trafficking today. Fourth, learning the experiences and policies of East Asian countries, particularly Thailand and Philippine, Japan should be asked more fact-finding and effective policy measures for victim protection and prevention of human trafficking.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2011年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2012年度	3,000,000	900,000	3,900,000
年度			
年度			
総計	10,800,000	3,240,000	14,040,000

研究分野：法学 基礎法

科研費の分科・細目：法学、基礎法学

キーワード：人身取引 入管法制 技能実習生・研修生

1. 研究開始当初の背景

(1) 2000年の国際組織犯罪防止条約と人身取引禁止議定書以来、日本でも人身取引罪の新設、入管法の改正や「人身取引対策行動計画」(2004年・2009年)などの人身取引の摘発・防止のための犯罪化対策と出入国管理を強化してきた。以後、検挙人数や被害者認定数の減少が報告されたが、その一方で、こうした対策の実効性が不明確で、不十分であるとの指摘が国内外からなされた(アメリカ国務省「人身取引」年次報告書や2010年国連人権理事会日本特別報告)。

(2) 現代の「人身取引」は、それ自体が深刻な人権問題であるが、世界的な貧困・格差構造が生み出すグローバルな人的移動の一環であり、その形態は性的搾取だけでなく、労働搾取の疑いがある外国人研修生・技能実習生制度や(偽装)国際結婚・養子縁組・虚偽認知などの多様な形態をとる。したがって、実態に応じた出入国管理法令や「犯罪化」対策の実施・運用と幅広い人権保障、社会労働政策、生活・福祉政策からの施策が求められる。また、国際的な連携・協力、とくに日本と東アジアとの関係を重視する調査・研究が必要である。

(3) 「人身取引」に関する体系的、学際的な調査・研究は国際的にも未確立であるが、日本でも個別的な実態調査・研究の段階にあり、実態把握の点でも、対策と法整備の点でも立ち後れている。なかでも、法分野での研究は法・行政実務に任せられがちで、学術研究の面での問題関心や取り組みが著しく遅れていた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、日本における「人身取引」

の現代的・構造的な特徴と実態を東アジア諸国・地域との関係においてとらえ、これに対する法規制の現状と課題を検討する。とくに「人身取引」を非人間的なチープ・レイバーのグローバルな展開の面から捉えて、これを主として性搾取および労働搾取の両面から分析し、法的な規制と対策の現状と問題点を明らかにする。また、その国際的・国内的な背景と性格に着目し、日本の出入国政策や労働政策などからの長期的視点に立って、有効な規制と被害者保護・予防の方策を検討する。(2) 具体的には、「人身取引」をめぐる日本の出入国管理と刑事司法の現状と問題点の検討、低賃金労働としての研修生・技能実習生の形態をとった「人身取引」の実態と法的問題の解明、国際結婚・養子縁組・虚偽認知の形態をとった人身取引の事例分析と法的検討、「人身取引」の被害者の保護・救済・権利保障という視点からの実態分析と法政策の検討、上記の諸課題に関する各国との情報・経験交流と国際的な調査・研究ネット・ワークの構築、「現代の人身取引」をめぐる学際的な調査・研究の方法的検討を行う。

3. 研究の方法

(1) 上記の出入国管理と刑事司法の法実証的調査・分析として、性的搾取目的の「人身売買」罪の事例研究および国際結婚・国際養子縁組・虚偽認知などの実態・事例研究、また、日本政府の対人身取引政策の基本方針である「人身取引対策行動計画」の検討を行う。ここでは、これまでの対応が、性的搾取を主眼とする刑事法的・行政実務的な対応に大きく傾いていることを明らかにし、そ

の意義と限界を明らかにする。

(2) 日本における人身取引が直接的な性的搾取を主眼とするために、現代的な人身取引として重視すべき上記の労働搾取目的の人身取引の実態と法的対応の問題点を明らかにする。とりわけ、外国人研修生・技能実習生制度などの実態と問題点、労働法制上の問題点を検討し、そのチープ・レバーとしての「国際的な労働力移動」の側面から、日本的な実態と性格を明らかにする。

(3) 日本における「人身取引(人身売買)問題」では個別的、社会学的な事例調査・研究と刑事司法的な規制・対応が乖離しているから、これを克服するために、「人身取引」規制・対策についての法社会学的なアプローチを重視し、実態と規制・政策の相互関係を明らかにする。

(4) 日本と東アジア諸国・地域の間における「人身取引」の実態と規制の実証的な調査をタイ・フィリピンで行い、また、韓国、中国を調査対象に加えて、国際比較を行い、国際的経験を学ぶ国際会議を開催する。

(5) 「人身取引対策」の主領域となっている出入国法制の学際的検討を行う。ここでは法的視点(憲法・刑事法・国際人権法・国際私法、入管行政など)だけでなく、国際関係・政治、社会経済、労働・福祉政策からの視点、また、制度・行政実務からの視点からなどの多角的、総合的な検討を行う。とりわけ、入管法制の研究はこれまで実務面に委ねられ、学術研究面からの取り組みが遅れたので、現状を踏まえつつ、これに対する学術的な取り組みを組織化する。

4. 研究成果

(1) 初年度(2010年)には、人身取引の国際調査として、タイ・フィリピンにおける

現地調査、「労働搾取の人身取引」の国内実態の調査と情報収集、国際研修協力機構(JITCO)のヒアリング、法務省出入国管理当局のヒアリングを行った。

第2年度(2011年)に、国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」(2011年12月10-11日・立命館大学)で開催し、日本と世界における人身取引と対策の現段階、国連および各国からの現状(国連・タイ・ASEAN・フィリピン・韓国・中国・米国)、日本の人身取引対策全般(とくに2009年行動計画)の現状と問題点の検討、日本における外国人研修生・実習生問題の検討を行った(記録集・全257頁および附属資料・全353頁の刊行)。

国際的には、各国報告に加えて、これまで情報に乏しい中国からの初報告もあり、また、国内的には、実態を踏まえた実務・運動・研究の学際的、国際会議として大きな意義があった。

第3年度(2012年)には、「人の国際移動と法シンポジウム」(2012年12月7-8日・立命館大学)で開催し、入管法制の現段階と各法分野(憲法・刑事法・国際法)からの検討、外国人をめぐる法と政策の現状と課題の検討を行い、狭義の人身取引に限らない「人の国際移動」に関する法的・実務的問題を検討した。

(2) 本研究によって、人身取引に対する日本の対応の現状は入管行政と刑事司法からの規制・対策に傾きすぎること、性的搾取の人身取引を主眼とする日本の法規制と政策では、労働搾取などの多様な形態の「人身取引」の全容を把握できないこと、性的搾取の人身取引についても、出入国管理面だけで、犠牲者の保護・救済に必要な人権・労働・社会福祉面からの対応が必要なこと、将来の日本の人口・社会構成を見通した外国

人政策が必要なことが明らかになった。

からは 2009 年「人身取引対策行動計画」が事実上、認め、また、2010 年国連人権理事会提出のいわゆる「エゼイロ報告」(日本における人身取引の特別報告・A/HRC/14/32/Add.4, 12 May 2010) が厳しく指摘する点である。これらは本研究が当初の段階で提起した目的・方法・見通しとも一致し、本研究を通じて、より現実的な分析結果となった。本研究が提起した視点と検討の必要は本研究期間において、社会的により強く認知されるようになった(政府関係機関の公式的な対策はこの方向に向かって動いているとは言えず、この間の社会情勢も加わって、停滞している)。

(3) 外国人研修・技能実習制度の実態分析と事例研究からは、これが労働搾取の「人身取引」というべき深刻さを持ち、とくに「団体監理」型は制度悪用の域を超え、むしろ制度的欠陥であることが明らかになった。このために労働法令の適用などの法改正が一部行われたが、外国人労働政策の面からもこの研修・技能実習生制度は抜本的な見直しを必要とする事態であるといえる。

(4) 現代の人身取引が性的搾取や労働搾取の人身取引だけでなく、国際結婚・国際養子縁組・虚偽認知などの多様な形態を取り、その比重がますます高まっていることが本研究でもあらためて明らかになったが、事態は「現在進行形」であり、本研究を含めて学術的な研究は未だ個別的、萌芽的な水準である。

(5) 日本がグローバル化時代の「人身取引」の規制と対策の経験に乏しく、これに対する国際的な経験に学ぶ必要がある。本研究では、とくにタイ・フィリピンの総合的な「対人身取引」政策や韓国の外国人労働政策が参考になることが明らかになった。また、国際的な実態把握として、中国における大規模かつ深

刻な事態が中国社会科学院から報告されたが、日本との関係を含めて、今後の実態把握と分析が急務であることが明らかになった。

(6) 日本の入管法制の現状と運用は人身取引の実態や「人の国際移動」に対応できていないが、その学術的な研究自体も実務に委ねられがちで、法学的研究も個別的取り組みの水準にあり、社会・経済政策、労働・福祉政策と連携した法改革の視点からの検討が不可欠である。また、長期的視点に立った日本の人口政策、その一環としての外国人労働政策、移民政策の面からの検討が必要である。

(7) 本研究では、現代の人身取引をグローバルイゼーション、とくに「人の国際移動」の視点から位置づけ、また、個々の事例をその深刻さと背景の拡がりの両面から捉えようとした。前者では現代的な人権侵害と捉え、犠牲者の認知、救出・保護の視点を貫く法規制・対策が必要なこと、後者では問題の構造的な性格と解決への長期的な展望が必要なが明らかになった。

(8) 「人身取引対策」では、その推進主体が誰かの問題がある。ここでは、政府機関一法実施機関だけでなく、NGOなどの非政府の市民的基盤を重視する必要がある。現在の「人身対策行動計画」は法・行政機関が主体で、社会的・市民的基盤と拡がりがない限り、実効性に乏しい。ここでも刑事法的対策の限界が明らかである。

(9) 本研究は、多様かつ幅広い視点から実態を把握し、対応・対策をとる課題を提起したが、明らかになったのは「実態」と「対策」の関係は前者を最優先して捉えること、すなわち、「対策」・「取締まり」ではなく、認知・保護を最優先した実態の把握がポイントで、その視点からの現行法制や「行動計画」の見直しと包括的な「人身取引・禁止・防止法」の立案(「禁止」だけでなく、「禁止・防止」

法)が必要である。国際的にも人身取引対策の主眼は禁止・処罰だけでなく、むしろ認知・保護・予防を強調する方向になっている。日本でも、刑事司法的な対策強化だけでなく、犠牲者の視点にたった救出・保護・予防の視点と社会経済的、権利保護・福祉的な対策が重要である。日本における現行の「対策」の現状は結果に対する一時的な対策で、その原因や要因への対応になっていない。

(10) 以上の研究成果は、本研究が想定した視点と見通しに沿った調査・研究結果でもあり、これが強く裏付けられたということになる。当初の予定としては、事例研究に加えて、より体系的、統計的な処理を企図したが、刑事司法上の資料がもつ性格などの限界から、一般情報(新聞報道など)の収集以上の作業ができなかった。しかし、これは個別的事案研究の重要性と人身取引の本来の性格、すなわち、現代の人の国際移動が多様・多面的で、社会構造的な性格をもつこと、既成の法的概念・対策になじまないことをあらためて示すもので、それだけに、刑事司法的処理の限界と社会経済的、福祉的な政策展開の必要性を裏付けている。

(11) 以上の調査・研究は、現時点で、人身取引の実態と法政策の国際比較、外国人労働・研修制度の実態と分析、出入国管理法の実態と分析、という形でのとりまとめを行い、成果刊行の準備を進めている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計8件)

吉田美喜夫「入管法シンポジウムを終えて」(立命館ロー・ニュースレター 第72号 2013年) 査読無し、11-12頁。

吉田美喜夫「外国人技能実習制度の現状と課題 JITCO の調査報告」(立命館国際地域研究 第36号 2012年10月) 査読無し、207-220頁。

藤本伸樹「「偽装結婚」の事例から人身売

買のグレイゾーンを検証する」(立命館国際地域研究第72号 2012年) 査読無し、175-181頁。

吉田美喜夫「外国人技能実習制度の今後について」(労働法律旬報 1748号 2011年) 査読無し、4-5頁。

大野聖良「人身取引研究の展開と課題 受け入れ国日本における人身取引研究のために」、『ジェンダー研究(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報)』、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター、第13号(通号30) 2010年、査読有、pp.29-42

[学会発表](計25件)

近藤敦「移民の権利と入管法制の国際比較」シンポジウム「人の国際移動と法」2012年12月7日立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

明石純一「1990年以降の入管法」シンポジウム「人の国際移動と法」2012年12月7日立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

斉藤百合子「日本における人身取引対策とその課題～エゼイロ報告と市民社会の連携の可能性」(国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」報告と討論) 2011年12月9日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

Louise Shelley, The Global Business of Human Trafficking, 国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」2011年12月10日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

Pisawat Sukonthapan, Humantrafficking in Thailand after the Anti-Human Trafficking Law 2008, (国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」) 2011年12月10日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

G.M.R.Roma, Trans-Border Human Trafficking heading for Japan: The Philippine Experience (国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」) 2011年12月10日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

吉田美喜夫「外国人技能実習制度の現状と将来」(国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」) 2011年12月10日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

小野寺信勝「外国人研究生・技能実習生の訴訟の現状」(国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」) 2011年12月10日、立命館大学創思館カンファレンスルーム(京都府)

徳川信治「グローバル化社会における人権の尊重」(2011年度立命館大阪オフィス講座「グローバル化の中の法と政治」) 2011年10月26日、立命館大学大阪オフィス(大阪府)

[図書](計3件)

Shiro Okubo & Louise Shelley, Human Security, Transnational Crime, and Human Trafficking (Routledge, UK, 2011) pp. 258.

徳川信治、西村智朗『テキストブック法と国際社会』法律文化者、2011年、236頁

Louise Shelley, Human Trafficking (Cambridge, 2010) pp. 341.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大久保 史郎 (OKUBO SHIRO)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：90066720

(2) 研究分担者

樋爪 誠 (HIZUME MAKOTO)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：00308769

山口 直也 (YAMAGUCHI NAOYA)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：20298392

小田 美佐子 (ODA MISAKO)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：20388078

吉田 容子 (YOSHIDA YOKO)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：30469168

安達 光治 (ADACHI KOUJI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：40348868

嘉門 優 (KAMON YU)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：40407169

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI KIMIO)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：50144613

野口 雅弘 (NOGUCHI MASAHIRO)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：50453973

徳川 信治 (TOKUGAWA SHINJI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：60280682

吉田 美喜夫 (YOSHIDA MIKIO)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：70148386

松宮 孝明 (MATSUMIYA TAKAAKI)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：80199851

佐藤 敬二 (SATO KEIJI)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：80225937

大河 純夫 (OKAWA SUMIO)

立命館大学・公務研究科・講師

研究者番号：10066730

山根 健至 (YAMANE TAKESHI)

立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・ポストドクトラルフェロ

ー

研究者番号：10522188

植松 健一 (UEMATSU KENICHI)

立命館大学・法学部・准教授

研究者番号：90359878

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：